第1586回島根県教育委員会会議録

日時 令和2年1月21日

自 13時30分

至 14時45分

場所教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一公 開一

(議決事項)

第31号 島根県指定文化財の指定について(文化財課)

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第6号 令和元年給与改定に伴う給与関係規則の一部改正について (総務課)

―――原案のとおり承認

(報告事項)

- 第68号 次期しまね教育ビジョン策定に向けた島根県総合教育審議会からの答申について(総務課)
- 第69号 少人数学級編制と学校司書等配置に関する市町村議会の意見書及び市町村等からの意見について(総務課、学校企画課、教育指導課)
- 第70号 令和2年度島根県立盲学校理療科教育職員(教諭・実習助手)採用候補者 選考試験の結果について(学校企画課)
- 第71号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況 について(教育指導課)
- 第72号 第72回優良公民館文部科学大臣表彰について(社会教育課)
- 第73号 令和元年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について(社会教育課)
- 第74号 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について(文化財 課)
- 第75号 島根県文化財保護審議会委員の任命について(文化財課)

―――以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員 池田委員
- 欠席者
 なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

全議題 佐藤教育監 石原教育次長 全議題 全議題 小仲参事 丹羽野参事 福間教育センター所長 佐藤教育次長 安食総務課長 米山教育施設課長 佐川教育施設課管理監 木原学校企画課長 柳楽県立学校改革推進室長 多々納教育指導課長 江角地域教育推進室長 村本子ども安全支援室長 村松教育指導課上席調整監 佐藤特別支援教育課長 福島特別支援課上席調整監 原保健体育課長 畑山社会教育課長 江角人権同和教育課長 萩文化財課長 山根世界遺産室長 中島古代文化センター長 平野福利課長 : 全議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

田原総務課課長代理 全議題 瀧総務課人事法令グループリーダー 全議題 山﨑総務課企画員 全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	1件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	8件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	0件
	その他事項	0件
署名委員	出雲 委員	

議決第31号 島根県指定文化財の指定について(文化財課)

○萩文化財課長 資料の1の1ページを御覧いただきたい。「2 内容」にあるとおり(1)九条袈裟 竹堂利賢寄進などを有形文化財に指定すること、並びに(2)既指定の有形文化財ニ 十五条袈裟及び九条袈裟 弧峰覚明寄進に九条袈裟、霊州明然墨書などを追加指定し、併せて名称変更することについては、先の12月20日の教育委員会会議で、島根県文化財保護審議会に諮問することについて議決を頂いたところである。これを受けて、12月24日に開催した、島根県文化財保護審議会において御審議いただき、諮問のとおり答申を頂いたところである。本日は資料1の1ページのとおり、島根県文化財保護条例に基づき、答申のあった有形文

本日は資料1の1ページのとおり、島根県文化財保護条例に基づき、答申のあった有形文 化財の指定並びに有形文化財の追加指定及び名称変更についてお諮りする。

資料1の2ページには県文化財保護審議会からの答申、1の3、1の4ページでは、本日お諮りする文化財の概要、1の5ページ以降には参考資料を載せている。文化財の概要については前回の会議で説明しており本日は省略する。

―――原案のとおり議決

承認第6号 令和元年給与改定に伴う給与関係規則の一部改正について(総務課)

○安食総務課長 資料2の1ページをお願いする。本件は教育長に対する事務の委任等に関する規則の規定に基づき、教育長が臨時代理を行ったので、報告して承認を求めるものである。令和元年の給与改定については、昨年11月1日のこの会議で状況等報告したが、その後、改定に必要となる給与関係条例の改正について、職員団体との協議を経て県議会11月定例会に提案し議決いただいたところである。

2の2ページである。参考として、人事委員会の報告及び勧告に基づく給与関係条例の一部改正について資料を付けている。「1 関係条例」だが、県立学校の教育職員、市町村立学校の教職員の給与に関する2本の条例が11月定例会において議決され、12月9日に公布されている。「2 改正の内容」については、資料に記載のとおり、給料表の改正、期末勤勉手当の改正が行われ、「3 施行期日等」、給料表の改正は平成31年4月1日から、期末勤勉も手当の改正は12月1日から適用されている。

2の1ページに戻り、給与関係規則の一部改正の内容について説明する。「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」の施行を受け、教育委員会規則である、市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正を行うものである。参考までに、県立学校の教育職員に関する条例の改正を受けた県立学校の、教職員の給与に関する規則は人事委員会規則である。

「3 改正の内容」としては2つある。(1) 給料表の改正を行ったことにより、給料表の職務の級を上位に変更することを昇格というが、この昇格時の対応号給の変わることから昇格時号給対応表を改正することが一つ目である。二つ目は、その他の規定の整理である。資料2の3ページを御覧いただきたい。ここから、規則の新旧対照表を付けている。

2の4ページ、下の方であるが、別表第7の2(第12条の2関係)でこれが昇格時号給対 応表であり、アからウまで3つの給料表に係る対応表を定めている。このうち、2の5ペー ジにアとして、中学校・小学校等教育職給料表に係るものを載せている。

2の6ページ、イとして医療職給料表(2)これは学校栄養職員に適用される給料表に関わるものである。号給の下に下線のあるのが改正になる。

新旧対照表、その他の部分だが、2の3ページから下線が引いてあるところについては、 引用条文の表記について過去に改正漏れがあった部分について、この際併せて改正している ものである。

2の1ページに戻っていただき、「4 施行期日等」は、公布の日(令和元年12月24日)から施行し、昇格時対応号給表に係る改正については、平成31年4月1日に遡って適用するものである。「5 臨時代理」とした理由であるが、県立学校の教職員、それから市町村立学校の教職員の給与に関する2本の条例に係る教育職員の給料表は、下に※で書いているが、全国人事委員会連合会がモデル給料表を作成して、各都道府県の人事委員会に提供しているものである。また、関係条例が改正された後の教育職員の給与表に係るモデルの昇格時号給対応表も各都道府県の人事委員会等へ提供されるが、これが12月下旬になったため今の時期になっている。本来であれば、あらかじめ教育委員会会議の議決が必要であるが、12月24日の公布日までに会議を開催する日がなかったことから教育長の臨時代理としたところである。

―――原案のとおり承認

報告第68号 次期しまね教育ビジョン策定に向けた島根県総合教育審議会からの答申について (総務課)

○小仲参事 資料3ページを御覧いただきたい。10月9日の教育委員会会議で、次期教育ビジョンの審議状況について報告したが、島根県総合教育審議会において7回にわたりって意見交換や審議をしていただき、1月8日に今後を見通した島根県の教育のあり方について答申を受けたところである。「3 パブリックコメント等」であるが、審議会では11月から12月にかけて、答申の案と県の教育委員会が審議会に提出した審議にあたっての参考資料につ

いてパブリックコメントや教育関係団体への意見照会を行われた。審議にあたっての参考資料というのは、「充実させたい教育環境」などの施策や、教育の魅力化についてまとめたものである。パブリックコメント等の意見は合計で106件あり、答申については意見を踏まえて分かりやすく加筆・修正されたところである。

別冊が頂いた答申の写しである。7ページを御覧いただきたい。この構成図は答申の骨格をまとめたものである。答申は基本理念、育成したい人間像、育成したい力、充実させたい教育環境について提示され、今後およそ5年を目途として島根県の教育が目指すべき姿を示していただいた。

答申いただいた新しい基本理念は、「ふるさと島根を学びの原点に 未来にはばたく 心 豊かな人づくり」である。これは子どもたちが自身の育った地域との確かな絆を原点として、主体的な学びを立ち上げようとする島根県の教育の魅力化の取組は、先進的かつ魅力的な教育的改革の取組であり、その教育上の意義や先進性をふるさと島根を学びの原点に持つという視点から捉えることが重要であるという考えから、総合教育審議会において原点という言葉を選択されたところである。

また、ふるさと島根での学びを自らの原点に持つ人は県内に留まり島根の未来を創る人や、 どこにいても島根を想う人、あるいは世界を島根に呼び込もうとする人に育つ。将来の島根 の発展を築いていく多様な人を育てることが教育の側からの人口減少対策ではないか、とい うことで、この基本理念となったところである。

育成したい人間像については、現行の教育ビジョンでは、教育目標として、3つの力、学力、社会力、人間力が提示されている。今回の答申でも、基本的には、同様に学力、社会力、人間力の3つの観点から、子どもの育ってほしい姿、今後の社会を生き抜く上で育成することが望まれる人間像を示された。これが人間像1、2、3である。あわせて、それぞれの人間像に必要な力を示された。さらに、島根らしい地域との連携・協働による教育の推進についても示されている。

資料3ページに戻り「5 次期教育ビジョン」であるが、今後は頂いた答申を踏まえ、県教育委員会において具体の取組の方向性などを加筆し、今年度内に次期教育ビジョンを策定することになる。新しい教育ビジョンの案については、2月の教育委員会会議で協議いただきたいと考えている。

○新田教育長 次期島根教育ビジョンの策定に向けて、総合教育審議会へ諮問していたが、 この度、答申を頂いたので報告した。 参考までであるが、資料の8ページには総合教育審議会の委員の皆様の名簿、会長は島根大学副学長の肥後先生にお願いしている。副会長は矢飼飯南町教育長にお願いした。先ほど7回にわたるという説明をしたが、10ページには経過概要ということで、これまでの審議会での審議経過を載せている。

この答申、これから次期ビジョンに向けて、具体の取組等、加筆、調整するという作業が 私ども事務局に残っており、教育委員の皆様方に、これから御意見を頂きながら、この答申 の柱として、本格的なビジョンとして、新しいビジョンとして策定するというスケジュール 感でいる。

○真田委員 参考資料別冊 7ページに、きちっと大変分かりやすくまとめていただいて、素晴らしいと思う。特に島根の教育の中で大事なことは地域との連携ということが非常にキーワード、キーポイントになると思うので、それを基礎として教育環境を整備していくという方向性をしっかり示していただいた。基礎学力、育成したい力に三つの人間像としてまとめていただき非常によいと思うので、これを基に教育ビジョンを作っていただければ、素晴らしいものができるのではないかと思う。

○浦野委員 読ませていただいて、島根らしさが伝わってくる内容で、とても分かりやすく てよかったと思う。6ページ4のところに「あらゆる境遇の子どもに行き渡るように配慮し ながら」というこの一言が、どういう環境の子どもさんにも島根県に住む子ども全体に教育 を行き渡らせるということが伝わってきて大変よいと思った。

「おわりに」のところにステークホルダーという言葉があるが、調べるとビジネス用語と書いてあった。この文脈からすると、どのように理解したらいいのか教えていただきたい。

○小仲参事 答申を基に今後の教育ビジョンを作っていくわけだが、現在の教育ビジョンも そうだが、教育関係者はもちろん、子どもや保護者の方、そういった方にもしっかりと、周 知をしていただきたいという御意見もあったので、ここで言う島根留学など、島根らしい地 域との共存による教育について全体的に、教育関係者だけではなく島根に在住する皆さんに 周知して同じような気持ちで教育に当たってほしいという気持ちが込められていると思う。

○新田教育長 先ほど浦野委員が言われたように、一般的にはステークホルダーというのは、 利害関係者や、関係する人という意味で日本では一番使われている。この部分では主人公、 当事者、直接関係する人というイメージがあると思っているが、審議会委員もおられるので、 この言葉の解釈については更にアドバイスを頂きたい。思いとしては、本来、直接この教育 に携わる直接の関係者である、子どもや保護者にも行き渡って出せるように、そういった趣 旨であろうと理解をしている。

○池田委員 教育の目的そのものが、障がい児も含めて一人一人の個人の尊重や一人一人の発達の保障に大きくあると思う。「一人一人の個性や主体性、多様性を活かし伸ばす教育」と「4. 充実させたい教育環境」に述べてあるが、基本理念にはこういった言葉は出てこないのか。

○小仲参事 4のところは、これから具体的にどのように教育環境を充実させていくかという大きな視点をまず書いている。一人一人の個性や主体性・多様性を活かし伸ばす教育というのは、基本理念のところでも、島根県が取り組んできた教育の魅力化であるとか、そういった観点も書かれているが、そういった島根県の豊かな自然や文化、地域の人々との関わりの中でそういった一人一人の個性や主体性を活かしていけるようにという意味が込められていると思っている。基本理念のところには確かに一人一人の個性とは書かれてはいないが、思いは込められているとは思っている。

○新田教育長 答申して頂いたものを基に、これから県の教育委員会としてのビジョンという形で完成させていくわけだが、答申の考え方としては、基本理念というところで、島根の特に子どもたちにどういう人に育ってほしいか、成長してほしいか、そういったところを基本理念に掲げて、そのために必要となる育成したい力はどんな力だろう、そういった力を育むための教育は、どういう教育を目指すか。そういったところで十分に重なって出てくる要素はたくさんあるわけで、それぞれのところで重なりがないように交通整理を、7ページのような構成図で表しているということ。全体をとおしている柱は小仲参事が説明したとおりだが、池田委員がおっしゃったところも読み手となった人の視点、そういったものも加えて、必要な個所に必要な言葉やパーツを入れ込む、そういう工夫も今後、この答申を基にしていきたい。

もう1点は、審議会形式で、次期島根教育ビジョンに向けた島根県の教育の在り方という ことで、委員の皆様から出た意見をできるだけそのまま織り込むという意向を肥後会長も持 っておられた。そういったところから話の流れというのは、ある意味、審議会での審議をか なりトレースした形にもなっているという点もあろうかと思っている。

―――原案のとおり了承

報告第69号 少人数学級編制と学校司書等配置に関する市町村議会の意見書及び市町村等からの意見について(総務課、学校企画課、教育指導課)

○安食総務課長 資料の4の1ページを御覧ください。総務課からは、少人数学級編制と学校司書等配置に関する市町村議会の意見書について御報告する。ページの下、【参考】というところ、地方自治法第99条の条文を記載している。普通地方公共団体である市町村の議会は、当該市町村の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる、とある。

1の○の一つ目。提出地方公共団体は、松江市議会、出雲市議会、雲南市議会からそれぞれ資料記載のとおり、教育長あての意見書が提出されたところである。また同じ意見書が知事にも提出されている。2つ目の○意見の概要である。1つ目。少人数学級編制の現行基準の維持を求めるものが、松江市、出雲市及び雲南市の各議会から。2つ目。学校司書等配置に係る財源確保を求めるものが、松江市及び出雲市の各市議会から提出されている。

4の2ページ以降、各市議会からの意見書の写しを提示しているので、それぞれの内容について、かいつまんで紹介する。4の2ページからは松江市議会からのものであり、4の3ページが意見書の本体である。この意見書の最後の段落で、「島根県におかれては、将来の島根を担う子どもたちの教育の充実を図るために、「少人数学級編制」の現行制度の堅持及び「小中学校の学校司書等配置事業」の質と財源確保を強く求める」とされている。

次に4の4ページからは出雲市議会からのものであり、4の5ページからが意見書本体である。記の「1 小学校1学年から中学校3学年まで少人数学級編制における現行制度の継続」と、4の6ページの「2 学校司書等配置に係る子ども読書活動推進事業交付金の継続」を強く求めるとされている。次に4の7ページからは、雲南市議会からのものである。4の8ページからが意見書本体であるが、記の前の本文最後の段落、「全国トップレベルである「少人数学級編制」に係る基準の堅持を強く求める」とされている。市町村議会からの意見書については以上である。

○木原学校企画課長 続いて、少人数学級編制・スクールサポート事業見直しに係る市町村 等からの主な意見について説明する。4の9ページを御覧ください。

12月以降、市町村会などの関係団体に対して、県教育委員会として今回の見直しについて たたき台を示した内容の案を説明して御意見を伺ってきている。この内容について、本日の 教育委員会会議において主な御意見などの報告させていただく。

まず、このページに項目を分けて御意見の内容を整理して示している。はじめの「きめ細かい指導」、それから2つ目の「教職員の働き方改革」に関して、小学校一年生の対応含めて、児童生徒一人一人に関わる時間の減少。学力の低下やいじめ不登校の課題、特別な支援

を必要とする児童生徒への対応、また教員の負担増加について、懸念や対応の工夫を求める 意見があった。また学校現場からの具体的な課題提起として「ハード整備等」であるが、机 やかばんが多くなる傾向があり、物理的に使用できない懸念がある、パーソナルスペースに 配慮を要するケースがある、ということなどの意見を頂いている。「課題対応加配」につい ても、具体的な配置方法について質問や要望など頂いている。こうした全体の状況をまとめ ると今回の見直しは配置する教員の縮減を伴うもののであり、教育環境の質の低下、確保に ついて懸念が示されているほか、見直しの方針を理解できても学校現場への影響緩和を求め るという御意見を頂いている。次のページを御覧いただきたい。その他の意見も出ている。

このような各方面からの御意見を受け、県教育委員会として現在も引き続いて御意見等を 頂いているが、最終的な見直しの検討を更に進めており、この検討を深めて最終的な案を作 成していきたいと考えている。

少人数学級編制の効果検証について御説明する。これまで取り組んできた少人数学級編制 について、その効果を検証すべきであるという御意見を伺ってきている。これについて、県 教育委員会としての見解をお示ししたものである。

総論のところで挙げているように、児童生徒に対するきめ細かな指導の一層の充実等に資するものであるという事業については評価をしている。学習指導及び生徒指導上一定の効果があると考えている。その分析について二つの観点から行っているが、まず定性的な分析については、これまでの御説明の機会にお示ししているが、個別指導の充実に効果があるというような報告を頂いており、教員からの定性的な評価が高いものであると考えている。

定量的な分析についてである。こちらは、1学級当たりの児童生徒数と、学力、いじめの 認知件数、それから不登校の状況との相関性があるかないか、というところについて分析を した。その結果、結論として明確な相関性は認められないと出ており、これらの点における、 少人数学級編制の効果も、定量的に評価するのは困難であろうと考えている。この点につい ては、データを御覧いただきながら簡単に説明する。

学力については、4の11ページを御覧いただきたい。学力について客観的に分析できるデータとして、毎年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象にして、文部科学省が行っている全国学力学習状況調査の結果を用いて状況を確認している。少人数学級編制は、平成26年度から小学校3年生以上に段階的に導入して、この調査の対象である小学6年生と中学3年生には平成28年度に導入が始まっている。したがって、この表の左半分の平成26年、27年度が少人数学級編制導入前のデータ、それから直近のデータである右側の平成30年、

令和元年度が導入後のデータというふうに見ていただくことになる。

上の表は小学校の国語について、1学級当たりの児童数を1人から5人、6人から10人と、5人きざみの段階に分け、それぞれ全国の制度率の差を算出したものである。黄色にしているのは、全国平均から2ポイントを超えるという部分が分かるようにした。このようにしたのは、文部科学省の見解として全国の正答率の差については2ポイント以内であれば、全国並みと判断できるという見解に基づくものである。御覧いただくと分かるように、少人数学級編制の導入前後を比較して、正答率の高い学級が小規模の学級の方に集まっているとか、正答率が低い学級が大規模の方に集まっているという傾向は、確認できないという状況である。また、総じて見ても児童生徒数の少ない学級の方が正答率が高いとか、逆に児童生徒の多い方が正答率が低いという傾向が現れている状況ではないというところである。下の表が小学校の算数、4の12ページが中学校の国語、数学について、同じような形で示したものである。同様の結果が現れていると言える。

13ページはこの状況をグラフ化したものであり、グレーで示した範囲が2ポイント以内の部分ということで、ここからはみ出したところが先ほど黄色で示した所に対応しているというふうに御覧いただければと思う。

14~15ページは、いじめの認知件数と不登校児童生徒の各年度状況について、同様の比較をしたものである。小学校3年生以上に導入した以前の平成25年度と最新データである平成30年度を対比したものである。こちらについても、いずれも、いじめの認知や不登校の発生状況について、学級規模との明確の相関が確認することはできないという状況である。このように教育活動の成果をある程度定量的に評価できる学力やいじめ、不登校の状況について確認、分析析した結果は以上のとおりである。

いずれも、少人数学級編制など特定の要因に帰着される問題ではないというところもあり、このような形で少人数学級編制の成果検証を定量的にイメージすることは困難であると考えている。

次の16ページの資料は、参考として、今回の見直し案による影響を受ける児童生徒数など について、市町村別にまとめた資料である。

○多々納教育指導課長 4の17ページをお願いする。私の方からは、小中学校の学校司書等 配置事業の見直しについて御説明する。11月29日を皮切りとして、県教育委員会として市町 村や学校司書等に対して、見直しのたたき台について説明の機会を受け、御意見を伺ったと ころである。その中で頂いた主な意見を報告する。 司書業務、学校図書館機能等については、学校図書館の基本サービスの低下や業務の負担 増、また特別な支援を要する子どもへの対応や学校図書館活用教育の後退などへの懸念の声 があった一方で、司書の取組を評価していることへの感謝の意見などもあった。また、人材 確保面での不安や司書の名称を用いて欲しいとの要望があった。

そうした中、説明で人のいる学校図書館の維持を原則とする制度であること、また、学校 司書の現行の働きを参考とした役割の考え方であること。各学校における実状を踏まえた柔 軟な対応が可能であることなどをお伝えしたところ、新制度への理解が深まり、各市町村教 委には概ね好意的に受け止めていただいたという感触を得ている。今後は頂いた意見を十分 に参考にしながら市町村への新しい助成制度についてしっかりと固め、関係者への丁寧な説 明を引き続きしていきたいと考えている。

○林委員 4の10ページ以降のものであるが、少人数学級編制の効果検証については意見交換先の方にもこのデータは示されたか。

- ○木原学校企画長 この資料と同じものをそれぞれ送付して、御覧いただいいている。
- ○池田委員 現場の教員の皆さんはどうだろうかということと、少人数学級編制の効果検証 の中で教員からの定性的な評価は高いと言えると記載されているが、この資料はあるか。
- ○木原学校企画課長 意見交換先であるが、これは12月1日から1月10日までのところで意見を伺った先ということでお示ししている。学校の教員の方々からの御意見を直接、広くお聞きすることについては機会を設けること自体がなかなか難しいということと、時間的な問題もあったということで、そういった個々の御意見という形ではないが、校長会会長から伺っている。更に幅広い形での御意見を伺う機会を今後設けるということで、そういった形の意見を伺うということで進めている。

定性的な評価が高いものであることの根拠となるところであるが、こちらは、毎年この少人数学級編制の効果については、学校現場の聞き取りとか市町村教育委員会からの状況報告などを毎年、県教育委員会へ頂いており、その内容をまとめる中でこういった定性的に評価の高いものが上がっていることから、このようなまとめにしているところである。

○新田教育長 この件については、12月20日、前回の教育委員会会議の場において協議ということで提出させていただき、御意見を頂いたところである。今回の改革見直しが、全体像としては、やはり子ども・子育て環境をいかに充実させていくか、そういった中でのトータルの政策判断、それに伴う少人数学級編制なり学校司書等配置と事業の見直しなり、この全体像がなかなか理解いただけないと、この改革の必要性や目指すところがどうなっていくの

かというところが、なかなか御理解いただけないというところもあり、私自身も各市町村長、各市町村の教育長に機会を見つけて、御説明したり、御意見を伺ったりしているところ。今、池田委員からお話があったように、様々なところから意見を伺うというところはもとより重要であると認識している。また、市議会からの意見書もある。重たいものだと受けとめているが、そういった言わば、懸念や不安を払拭するような工夫を加えていく、見直しをする中で加えていくことも同時に重要であると思っている。いわば、最も望ましい環境のもとでのみ、学校教育が行われるとは限らないので、そういった意味では、与えられた条件、状況の中で、最善の教育方法、学校教育のあり方を提案し、作り上げていくということを同時にやっていかないと、この改革自体が乗り切れないという思いでいる。そういった意味では、今後とも、この点、協議をさせていただきたいと思っており、全体としての目標、そういったものも睨みながら、学校教育として、よい改革となるように御指導いただければと思う。よろしくお願いする。

先ほど、この評価の話も林委員から示したのかというお話もあった。そういうことも含めて、今まさに、各市町村教育員会に再度説明したり、御意見を伺ったりしている。改革をするならば、こうすべきだという意見もだいぶ頂いており、また、そういった状況についても、委員会会議が開催できない場合は、速報のような形で流させていただくこともあろうかと思う。ひき続きよろしくお願いしたい。

―――原案のとおり了承

報告第70号 令和2年度島根県立盲学校理療科教育職員(教諭・実習助手)採用候補者選考 試験の結果について(学校企画課)

○木原学校企画課長 それでは5ページを御覧いただきたい。令和2年度の盲学校理療科教育職員(教諭・実習助手)について採用候補者選考試験を実施した。その結果について報告する。

試験実施日は先月12月4日であった。試験の内容は、理療に関する専門教養、専門実技の 試験、それから小論文試験、面接試験を行っている。教諭の面接試験においては、教職に関 する口頭試問を含む形で実施している。受験状況と選考結果は、この表のとおりであり、教 諭には3名の出願があり2名の方が受験、そのうち1名を名簿登載とした。

実習助手については1名の出願があり、1名の受験、名簿登載もこの1名ということにした。いずれも視覚に障がいのある方であるが、十分な専門的な知識や技術を備えていると判

断して名簿登載としている。合格発表は12月24日に行い、受験者本人に通知している。

盲学校の理療科教員には非常に高い専門性が求められるが、今回の教職員の採用を通じて、 理療科の指導体制を維持、充実できるものと期待している。

――原案のとおり了承

報告第71号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の出願状況について(教育指導課)

○多々納教育指導課長 6の1ページをお願いしたい。出願状況について説明する。出願期間は、1月9日から15日までと定めている。入学定員は、島根中央高校、矢上高校で増員があったため、5,210名となっている。推薦選抜については、29校58学科、前年度より1学科増えている、ここは※にあるように、隠岐高校の商業科が新規実施、プラスワンとなった。

募集人員は1,096名程度、これは、明確に何名とせずに、何名程度としてある学校が複数 あったためである。募集人員については、当該学科の入学定員のおおよそ40%を目安に各学 校で定めていただいている。選抜方法は、書類審査、面接、作文等となっている。出願者数 は現時点の集計で757名、前年度より若干名増えている。過去の出願状況は下の表のとおり であり、今年度が0.69倍、前年度が0.68倍で、ほぼ前年度並みと言えると思う。

一番下の表であるが、昨年度から大きな増減があった学校は松江商業高校以下のとおりである。例えば、松江商業は大きく20名増えているが、こちらについては部活動等の魅力のPRがうまくいったのではないか、と学校から報告を受けている。松江農林高校が若干下がっているが、平成29年度の新入試制度以降、出願動向の落ち着きが見られるようになったため、あまり否定的な評価ではないと考えている。津和野高校で18名増えているが、御存知のとおり各種メディアに取り上げられる機会も多く、全国から注目度が非常に高く、学校の取組が魅力的に伝わっていると評価している。隠岐島前高校は、パーセンテージを30%から40%で上げたということも、影響しているのではないかと思う。

6の2ページをお願いする。募集人員を上回っている学校・学科については、表のとおりである。例えば、益田翔陽高校、非常に高い倍率になるが、こちらについては、中高と連動したようなふるさとキャリア教育、進路別実績を地域の方々に評価されていると見ている。また県外生の志願状況も非常に多いが、こちらについては、例えば、津和野高校の21名が県外生、隠岐島前高校は42名が身元引受人を必要とする県外生となっている。詳細は6の3ページを見ていただきたい。かなり小さな数字になっており、なかなか見にくいと思うが、こ

れがすべての推薦選抜をまとめたものである。

6の2ページに戻っていただき、「4 中高一貫教育校(連携型)特別選抜」については、該当校は飯南高校、吉賀高校2校である。吉賀高校20名程度の募集人員に対して出願者数が32名と非常に多くなっているが、これは関係中学校の3年生がこの年だけは多いと聞いている。「5 スポーツ特別選抜」については、募集高校は13校、前年度14校だが、前の教育委員会会議で説明したとおり、松江北高校の陸上競技が減とのことである。募集人員の減少も同じ理由である。選抜方法は書類審査、面接等で行われる。出願者数は34名となっている。こちらの詳細は6の4、6の5ページで学校別に取り上げており、御覧いただきたい。

6の2ページ「6 面接等の実施日」については、17日の1校、これは出雲高校スポーツ特別選抜でスタートし、18日の1校、これは隠岐島前高校、これは県外生が多いということ離島であることへの配慮から土曜日実施となっている。多くは昨日(21日)に行われた23校、本日5校、横田高校、飯南高校、邇摩高校、浜田商業高校及び吉賀高校が実施している。「7 合格内定通知」は一律に1月27日(月)を予定している。各高等学校長から中学校長への通知という形をとる。「8 合格発表」は一般選抜合格者とともに3月12日(木)10時ということに定めている。

―――原案のとおり了承

報告第72号 第72回優良公民館文部科学大臣表彰について(社会教育課)

○畑山社会教育課長 資料7ページをお願いする。この表彰は、特に事業内容や方法に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を、各県が2団体以内で選考して文部科学省に推薦し文部科学大臣が表彰するものである。

今年度、本県からは、2つの公民館が表彰されることになった。浜田市の雲城公民館は、ハッチョウトンボを学習テーマとして幅広い世代を対象とした地域ぐるみで活動を展開しておられる。浜田高校の自然科学部の生徒による小学校での学習や観察会、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域住民を対象とした学習会や観察会、雲城まちづくり委員会との共同によるPR活動、地元団体と共同した生息環境の保全活動など、それぞれに工夫を凝らした活動を展開しておられ、こうした取組が地域住民の交流やつながりづくり、地域の活性化にも大きく寄与している。

松江市の美保関公民館は、2017年の島根半島宍道湖・中海ジオパーク認定を機に、町の宝 を保護継承するため、次世代・親世代のふるさと学習に取り組んでおられる。小中学生対象 とした歴史遺産や文化財の現地見学、小学生と大人が一緒に学ぶ学習会、親子で船に乗って 海から海岸線や景勝地を見学するジオパーク学習など、学校や諸団体が連携して、地域の資 源を学び、魅力を再発見する機会を創出しておられる。表彰式は2月14日に東京で行われる。

―――原案のとおり了承

報告第73号 令和元年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について(社会教育課)

○畑山社会教育課長 資料8ページをお願いする。この表彰は、多年にわたって社会教育の 振興に功労のあった個人や団体を文部科学大臣が表彰するものである。

今年度、本県教育委員会から推薦を行い、表彰が決まった方は、大田市在住の矢田千里さんである。矢田さんは、大田市の山村留学の取組における地元調整や里親農家としての子どもたちを受け入れ、また、長期山村留学里親会会長として、長年にわたり地域側から山村留学を支えて来られた。里親会として、これまでに短期約200人、長期160人の受け入れを行ってこられ、個人としても短期約100人、長期約60人を受け入れておられるほか、地元小中学校の農業体験活動の講師としても尽力されている。また、古民家を改修した「子ご美の里」を活動拠点に、地域住民と一緒に自然体験、食文化体験等の活動を行うなど、地域住民を巻き込んだ活動により地域の活性化にも大きく寄与しておられる。

また本県教育委員会からの推薦によらず、独立行政法人からの推薦で表彰が決まった方も 1名おられ、5の欄に記載した。大田市の宮脇進さんで、国立三瓶青少年交流の家で長年に わたって指導員を務められた方である。

表彰式は2月14日に東京で行われる。

―――原案のとおり了承

報告第74号 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について(文化財課)

○萩文化財課長 資料9の1ページを御覧ください。令和2年1月17日付けで「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択することについて、国の文化審議会から答申があった。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択について、9の1ページ下の参考に示しているとおり、国の重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財、これらの中には、地域で伝承されている年中行事や祭礼・民俗芸能、あるいは和船や曲げ物を製作する伝統的な技術などが対象となっているが、これらの中から、国が特に保存のための措置が必要と認め

たものを文化庁長官が選択をし、この文化財に対して記録作成や保存、公開に関する経費の 一部を文化庁が支援する制度である。

このたび、島根県から選択された文化財については、1 概要のとおり、江津市桜江町長谷で、江戸時代から伝わる祭礼行事「山中のお改めとシシ狩り行事」である。山中八幡神社の境内にある摂社「甘ノ宮」の祭礼行事であり、毎年旧暦の3月13日、概ね今の暦で4月の上旬ごろに行われる行事である。この行事は「お改め」と「シシ狩り」という二つの行事からなっており、お改めは木箱に収められた米の色艶や虫の付き具合からその年の天候や米の作柄を占うものである。もう一つの行事、シシ狩りについては獣に見立てた餅に向かって、氏子が順に矢を放ち、イノシシやシカなどから田畑が守られることを祈る行事である。

この行事が選択された理由については、(6)のとおり稲作の儀礼と狩猟の儀礼を併せて行う行事が全国的にも大変珍しく貴重な行事であることから、日本の生活文化の特色を示す重要な風土習慣として評価されたものである。資料9の2ページには、行事の様子を載せている。9の3ページには、県内でこれまで選択された無形の民俗文化財の一覧を載せており、一番下が今回の文化財である。今回これが選択されると、県内では22番目、11年ぶりの選択になる。今後、この選択された文化財について、地元の江津市の方で、令和3年以降、行事の調査や研究、成果をまとめた報告書の作成などに取り組まれる予定と伺っている。

―――原案のとおり了承

報告第75号 島根県文化財保護審議会委員の任命について(文化財課)

○萩文化財課長 資料10の1ページを御覧いただきたい。島根県文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、県文化財保護審議会条例に基づいて新たな委員の任命を行ったので報告する。このたびの任期は、項目2にあるとおり令和2年1月20日から令和4年1月19日までの2年間である。

続いて10の2ページを御覧いただきたい。こちらに、今回任命した20名の委員名簿を載せている。一番右側の備考欄に新任と書いているのが、今回、新たに就任の依頼をした委員さんである。新任委員は上から順に、名勝担当として造園学や史跡整備の専門家である、中島義晴氏。天然記念物担当として岩石鉱物等の専門家である永嶌真理子氏。一般有識者枠として2名。県職員OBで文化財行政あるいは教育行政に非常の見識の深い大矢敬子氏。元県総合教育審議会委員で教育行政に見識の深い、須山美玲氏。4名に御就任いただいた。今回の任命によって、委員の構成は文化財の専門分野が16名、一般有識者が4名、男性委員・女性

委員の比率については50%となっている。

―――原案のとおり了承